

平成 28 年 7 月 1 日
株式会社千葉銀行
株式会社日本政策金融公庫
(千葉支店中小企業事業)

千葉銀行と日本公庫千葉支店の「ダイバーシティ推進を支援する融資制度」 を活用した協調融資の取組みについて《第 2 号案件》

株式会社千葉銀行（頭取 佐久間 英利）と株式会社日本政策金融公庫千葉支店（支店長 長島 邦夫）（以下、「日本公庫千葉支店」という）は、アヅマ株式会社（代表取締役社長 山崎 克哉）に対して「ダイバーシティ推進を支援する融資制度」を活用した協調融資を取組みましたので、お知らせします。

アヅマ株式会社は、各種化学材料の合成・ブレンド・小分け等を手掛ける昭和 37 年創立の中堅企業です。社員 153 名のうち女性社員は 18 名おり、同社では結婚・出産等で退職した女性社員の再雇用、育児・介護のための急な休みにも対応できる業務体制の整備など女性社員の職場環境づくりに熱心に取り組んでいます。こうした取組みについて、今般、千葉県が推進する「社員いきいき！元気な会社」宣言企業[※]へ登録を行いました。

今回の協調融資は、昨年 7 月に当行と日本政策金融公庫県内 4 支店が共同発表した、ダイバーシティを推進している県内企業を支援する連携施策の県内第 2 号案件となります。当行は、「ちばぎんダイバーシティ推進支援融資制度」、日本公庫千葉支店は「地域活性化・雇用促進資金」（女性活躍推進関連）をそれぞれ活用いたしました。

千葉銀行と日本政策金融公庫の県内 4 支店は、今後も創業支援・企業再生支援・農商工連携など幅広い分野で連携し、地域の事業者のみなさまの経営をサポートしてまいります。

以 上

※「社員いきいき！元気な会社」宣言企業とは、千葉県が働きやすい職場づくりを推進するため、育児・介護休業への配慮などの仕事と家庭の両立支援に取り組む会社や地域社会の子育て支援に協力している会社などを登録・公表する仕組みです。

千葉銀行の「ちばぎんダイバーシティ推進支援融資制度」の概要

項 目	内 容
ご 利 用 対 象 者	以下の項目のいずれかに該当する法人および個人事業主 1. 千葉労働局から「くるみん」 ^{※1} の認定を受けている 2. 千葉県に「社員いきいき！元気な会社」宣言企業 ^{※2} の登録を行なっている
お 使 い み ち	運転資金・設備資金
ご 融 資 金 額	100万円以上
ご 融 資 期 間	1年超
ご 返 済 方 法	元金均等返済または元利均等返済
ご 融 資 利 率	当行所定利率（変動金利または固定金利）
担 保	原則、不要
保 証 人	法人の場合、原則、代表者 個人の場合、原則、不要
特 典	株式会社ちばぎん総合研究所が提供する以下のメニューの中から1つをお借入日より1年以内に限り無償でご利用いただけます。 （ご利用者さま毎、年1回） ア. ちばぎん総合研究所主催のセミナーの受講（1回） イ. ちばぎん総合研究所のコンサルティング（1回） ウ. ちばぎん総合研究所の社員向け出張講座（1時間）の受講

平成28年7月1日現在

※1. 「くるみん」は、雇用環境の整備について行動計画を策定し、一定の基準を満たした企業に対して「子育てサポート企業」として厚生労働大臣が認定する制度。

※2. 「社員いきいき！元気な会社」宣言企業とは、女性が活躍しやすい会社等、仕事と家庭の両立支援に取り組む会社として千葉県に登録している企業。

日本公庫の「地域活性化・雇用促進資金（女性活躍推進関連）」の制度概要

項 目	地域活性化・雇用促進資金（女性活躍推進関連）	
	中小企業事業	国民生活事業
ご利用対象者	次世代育成支援対策推進法第12条に基づく一般事業主行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局へ届け出ている方または地方公共団体が推進する施策に基づき女性従業員の活用促進に取り組む方※ ※千葉県の「社員いきいき！元気な会社宣言」企業募集に応募し、県が仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組んでいる企業として公表した方	
お使いみち	事業を行うために必要な設備資金および長期運転資金	
ご融資金額	7億2千万円以内 （うち、運転資金2億5千万円）	7,200万円以内 （うち、運転資金は4,800万円以内）
ご融資期間	設備資金20年以内 （うち据置期間2年以内） 運転資金7年以内 （うち据置期間1年以内）	設備資金15年以内 （うち据置期間2年以内） 運転資金5年以内 （うち据置期間1年以内）
ご返済方法	据置後、原則として元金均等割賦返済	
ご融資利率	<ul style="list-style-type: none"> ・2億7千万円まで特別利率①※ ※次世代育成支援対策推進法第13条に基づく認定を受けた方（くるみん認定企業）は特別利率② ・2億7千万円超：基準利率 <p>適用利率は、信用リスク・融資期間等に応じて所定の利率が適用されます。</p>	<p>特別利率A ※次世代育成支援対策推進法第13条に基づく認定を受けた方（くるみん認定企業）は特別利率B</p>
担保	担保設定の有無、担保の種類などについては、ご相談のうえ決めさせていただきます。	お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。
保証人	一定の要件を満たす場合には、経営責任者の方の個人保証を免除または猶予する制度をご利用いただけます。	

平成28年7月1日現在